

平成28年度予算見積調書(12月補正予算)

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B9	児童福祉施設等防犯・一時保護児童受入体制整備事業費			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童福祉施設整備助成費		
事業期間	平成28年度～	根拠法令	児童福祉法第56条の2、次世代育成支援対策推進法第11条、次世代育成支援対策施設整備交付金要綱(国)	戦略項目		分野施策 010102 児童虐待防止対策の充実				
<p>1 事業の概要</p> <p>民間児童福祉施設等の防犯対策及び虐待を受けた児童に対する処遇面等の環境改善は喫緊の課題であることから、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策及び一時保護委託先となる児童養護施設等の小規模化等の整備を早急に進めることを目的とする。</p> <p>本事業の実施により、児童福祉施設等の防犯体制の強化及び一時保護された児童の処遇向上が図られる。</p> <p>(1) 防犯体制整備事業 77,793千円</p> <p>(2) 一時保護児童受入体制整備事業 47,114千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 防犯体制整備事業 77,793千円 児童福祉施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用を補助する。</p> <p>イ 一時保護児童受入体制整備事業 47,114千円 一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間の確保が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用を補助する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 防犯体制整備事業対象施設 児童養護施設(17)、乳児院(4)、情緒障害児短期治療施設(1) 母子生活支援施設(2)、小規模住居型児童養育事業所(ファミリーホーム)(5) いずれも社会福祉法人が設置・運営しているものに限る。児童家庭支援センターは、県内3か所すべてが児童福祉施設内に設置されているため、当該施設への補助に対応する。 ()内は対象施設数</p> <p>イ 一時保護児童受入体制整備事業対象施設 児童養護施設2か所 国が対象とするのは、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設だが、実施の意向があるのは児童養護施設2か所のみであり、当該施設を対象とする。</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>(1) 防犯体制整備事業(国1/2、県1/2) (国1/2、県1/4)事業主1/4</p> <p>(2) 一時保護児童受入体制整備事業 (国2/3・県1/12)社会福祉法人1/4</p>										
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>なし</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×0.2人=1,900千円</p>										
予算額		財源内訳							一般財源	補正後の 予算額
決定額	124,907	国庫支出金	県債					26,165	124,907	
現計額										